

社会福祉法人 旭川春光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 旭川春光会(以下「法人」という。)の役員(理事長・理事・監事)並びに評議員、評議員選任・解任委員、地域連携推進員(以下「役員等」という。)が法人及び施設の業務に従事した場合、業務の実態に即して支給する報酬について定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 この規程に基づく報酬は、現金で支払わなければならない。

2. 業務について生じた実費の弁償は、報酬には含めない。

(報酬)

第3条 報酬は、勤務時間に対する報酬であって、扶養手当、以下、各種諸々の手当は総て該当しないものとする。

(報酬表)

第4条 報酬表は、別表 役員等報酬表に掲げるとおりとする。

(報酬の基準)

第5条 役員等報酬の基準は、次に定める事項並びに別表に基づき決定する。

2. 理事長が法人運営に係る業務のため出勤した場合は、勤務に即した(1日勤務 5時間以上 半日勤務 4時間以下)報酬とする。
3. 施設長及び施設職員が役員等を兼務している場合は、役員等報酬の支給は行わない。
4. 施設長が理事長を兼務している場合の報酬は、出勤日の兼務時間が1日5時間以上であることから、上記で示す「1日勤務 5時間以上の額の3分の1」を支給するものとする。
5. 監事の内部監査と、理事会等に出勤した場合の報酬は、何れか一方のみを対象として支給する。
6. 地域連携推進員はご利用者家族代表委員、地域関係委員、福祉関係委員、経営知見委員のみに支給する。
7. 役員等が各会議に出金した場合の交通費及び非常勤役員等が法人、各事業所の業務のため出勤した場合の交通費は報酬費に含む。
8. 役員等が法人の依頼を受け、営業活動、研修会、総会等で旭川市外に出張した場合の旅費は、当法人の旅費規定を準用する。

(報酬の支給日)

第6条 報酬の支給日は、出勤日当日とするが、その日が休日(国民の祝祭日)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その翌日、若しくは、その翌々日とする。

2. ただし、常勤理事長或いは施設長と兼務の理事長の報酬は、当法人の職員給与規程第2条、第3条、第4条及び第29条(給料の支給日)に準じて支給する。

(その他)

第7条 この規程に定める他、役員等の報酬に必要な事項は、評議員会の議決により定める。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. この規程の施行により旅費規程により、平成29年4月1日施行の役員等報酬規程は廃止する。

平成	20 年	4 月	1 日	施行
平成	21 年	12 月	1 日	一部改正 施行
平成	29 年	4 月	1 日	一部改正 施行
令和	7 年	4 月	1 日	一部改正 施行

役員等報酬表

会議内容等	役員等区分	理事長		理事及び監事		評議員		評議員選任・解任委員	地域連携推進員	備考
		4時間以下	5時間以上	4時間以下	5時間以上	4時間以下	5時間以上			
役員等が各会議に出席した場合	理事長の業務及び会議	10,000	15,000					1回	1回	左の報酬金額には、 交通費を含む (旭川市及びその周辺)
	理事会等会議			6,000	10,000					"
	監事の監査及び会議			6,000	10,000					"
	評議員会					4,000	8,000			"
	評議員選任・解任委員会							5,000		"
	地域連携推進会議								5,000	"
法人・施設・業務 に出動した場合	非常勤役員等			4,000	6,000	4,000	6,000			" ただし、出張した場合の 旅費等は、旅費規程を 準用する。
	年間報酬総額	1,800,000		800,000		500,000		25,000	50,000	

※月10日×12か月×15,000円 ※最大9名×8回×10,000円 ※最大10名×6回×8,000円 ※第三者委員×回数 ※最大5名×5,000円